

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県特定水産資源の採捕の停止の撤回

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第137号の2

くろまぐろ（大型魚）の漁獲量が、「長崎県資源管理方針別紙1-1第5及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について（令和7管理年度（第11管理期間）」において定める当該くろまぐろに係る対馬海区の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるとして、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和2年長崎県規則第48号）第2条第1項の規定により告示したが、同海区の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、長崎県特定水産資源の採捕の停止（令和7年長崎県告示第319号の2）を撤回する。

令和8年3月9日

長崎県知事 平田 研

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト
クイック
プリン
ト